

日本安全教育学会誌投稿規程

1. 投稿者（著者、連名者を含む）は、本学会の個人会員であり、入会年度から当該年度までの年度会員費が納入済みでなければならない。
2. 投稿規程を満たさない原稿は、受け付けないことがある。
3. 本誌に掲載する投稿原稿の種類は、総説、原著、短報、論説、報告、資料、学会紹介、その他の区分とし、内容は次の通りとする。
 - (1) 総説…安全教育に関する研究の総括、文献解題。原則として編集委員会から依頼するものとする
 - (2) 原著…安全教育に関して、新たに構築された理論、開発した手法、発見した事実等に関する論文
 - (3) 短報…原著に準じた論文を早期に短く報告するもの
 - (4) 論説…安全教育に関する動向（理論の構築、展望、提言）等
 - (5) 報告…安全教育に関する実践報告、ケースレポート、フィールドレポート
 - (6) 資料…研究機関・行政機関・団体等により公表された安全教育に関する統計・研究・調査等に関する概要
 - (7) 学会紹介…国内外で開催される（または開催された）安全教育に関する学会・国際会議、研究集会に関する紹介
 - (8) その他…安全教育に関する書評、論文等の紹介等
4. 本誌への投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、学会等での発表抄録等については、内容構成等をまとめ直した場合、既発のものであっても差し支えない。なお、著者（共著者を含む）が著作権を有する等、投稿に際して支障のないものに限る。本文末に、発表時の表題、発表学会・研修会、発表年月日を記し、既発表の内容、構成等をまとめ直したものであることを明記する。
5. 原著、短報、論説、報告、資料として投稿された原稿は査読を受ける。編集委員会は、査読意見を参考として、論文の種類、掲載の可否を決定する。
6. 編集委員会は、「国際情報」担当常任理事の協力を得て、安全教育に関する国内外の動向について特集を組むことができる。内容により、本学会の会員でない者に投稿を依頼することができる。
7. 各号の原稿締切は、当分の間、当該誌の発行予定日の6ヶ月前とする。なお、修正・再投稿に時間を要する場合には、掲載が次号以降になることもある。
8. 投稿の方法

原稿は、論文投稿票を添えて、原則として電子メールにより（郵送も可）、本学会編集委員会事務局に提出する。

 - (1) 電子メールの場合、①全体の原稿、および②全体の原稿から著者名、所属、謝辞を削除した原稿の2種を、いずれもPDFファイルとして、送付する。
 - (2) 郵送の場合、原稿3部（鮮明な複写でも可）を、書留または簡易書留で提出する。
9. 総説、原著、論説、報告および資料は、原則として刷り上がり10頁（図表を含む。以下同じ）以内、短報は、刷り上がり6頁以内、学会紹介は、刷り上がり2頁までとする。なお、刷り上がり1頁は1672字相当とする。
10. 印刷に要する費用負担
 - (1) 第9に定める頁を超える場合、または、

特別な編集が必要とされる図・表・カラー印刷等の印刷に要する費用については、著者負担とする。

(2) 別刷り印刷を希望する場合、費用は投稿者の負担とする。

11. 原著、短報、論説、報告、資料等の掲載順は、編集委員会が決定する。原稿受理日は、編集委員会が審査の終了を確認した年月日とする。

12. 原稿の書き方は、原則として次の要領による。

(1) 原稿は、和文または英文とする。

(2) 原稿は、パソコンの汎用ワープロソフトを使用し、A4判用紙に12ポイント(30字×25行)の活字(明朝体。表題、見出しはゴシック体)を用いる。和文原稿は現代かなづかい、ひらがな横書きとする。英文原稿は、A4判用紙にダブルスペースで12ポイントの活字を用いる。

(3) 表題、著者名、所属、要旨の順序に書き、本文は別葉から書き出す。

(4) 論文の構成等

①原則として、はじめに(または、まえがき、緒言)、方法(または、対象および方法、材料および方法)、結果および考察とする。

②論文の内容、研究方法等により、(4)-①の構成によらない場合は、理論展開と根拠を明確にした章・節による構成とする。

③見出しは、原則として大見出し〔1, 2…〕、中見出し〔(1), (2)…〕、小見出し〔(1), (2)…〕とし、その他必要に応じてi, ii…、a, b…を用いる。

④図・表の番号は、アラビア数字(1, 2…)を用いる。

⑤計量単位は、原則として国際単位系(SI)を用いる。

⑥文体は、平易な口語体を用いる。

⑦本文が和文の場合…英文の表題、著者名、所属、Key words(3~7語程度)、Abstract(500words以内)・その和訳、および、和文のキーワード(3~7語程度)をつける。なお、原著および論説以外は英文Abstractを省略することができる。その場合は和文の要旨をつける。また学会紹介は英文Abstractとその和訳をつけない。

⑧本文が英文の場合…Abstract(300 words以内)と3~7語程度のKey wordsをつける。さらに、和文の表題、著者名、所属名、キーワード(3~7語程度)、および概要(1,200字以内)をつける。

⑨本文の区分(例)は、次の通りとする。

例：表題では上下1行あけ、大見出しくはじめに、方法(または対象および方法、材料および方法)、結果・考察>及び中見出しについては、上のみ1行あける。小見出しでは行をあけない。なお、副題を付す場合は、表題(主題)の右に一(ダッシュ)を付けてから記載する。

⑩図や表はワード、エクセルなど汎用ソフトで作成する。

⑪図表の説明は、原則として本文と同一の言語とし、図1、表1のように書く。また、本文中の挿入箇所を、本文原稿の該当部分の欄外に図1などと朱記する。

⑫図・表・写真の番号は、章別の番号とせず、それぞれ通し番号を付す。また、それぞれにタイトルを付す。

13. 文中の引用文献には引用順に番号を付け、引用文献は末尾に一括して番号順に記す。引用

文献は、主要論文、著書等に絞る。論文中の引用文献番号は上付き文字で、「…である³⁾⁴⁾。」「…と報告されている^{5)~9)}。」などの形式で記す。

引用文献の記載は原則として次の形式による。

- (1) 雑誌の場合…著者名：表題. 雑誌名：巻(号), 引用頁, 発行年. (例①, 例②)
- (2) 単行本の場合…著者名：書名. 版数(掲載がある場合のみ)；発行社の所在地名：発行社, 引用頁, 発行年. (例③, 例④)
- (3) 書籍の分担執筆の場合…著者名：分担執筆部分の表題. 書籍の編集者名：書名. 版数(掲載がある場合のみ)；発行社の所在地：発行社, 引用頁, 発行年. (例⑤, 例⑥)
- (4) インターネットから文献を引用する場合…著者名：表題；URL. 掲載・発行もしくは更新年月日(記載がある場合のみ). 閲覧年月日. (例⑦, 例⑧)
- (5) 著者名、編者名が複数の場合、3名までは全員を記載し、4名以上の場合は最初の3名を記載し、以下「他」(日本語文献の場合)、または、「et al.」(外国語文献の場合)と記す。

例①…○○○男, □□□子, △△△太,
他：小学校における安全教育に関する研究. 安全教育学研究：5(1), 15-20, 2005.

例②…Young D.S., Lee D.N., Reinhardt P., et al.: Training children in road crossing skills. *Journal of Safety Training*: 19(4), 327-341, 2012.

例③…○○○也：幼児の発達と安全. 第2版；東京：日本教育社. 56-58, 2006.

例④…Gillham B., Thomson J.A.: Safety

training for children. 3rd ed ; Boston: Routledge Inc. , 112-140, 2010.

例⑤…○○○男：野外活動における安全管理. △△△夫編：学校の安全管理. 第2版；東京：新教育出版社, 122-140, 2003.

例⑥…Taylor I.E.: Political risk culture. Bennett P. , Calman K. ed : Risk communication in public health. 1st ed ; Oxford: Oxford University Press, 152-169, 1999.

例⑦…日本安全協会：SAFTY NEWS 第68号；
<http://www.jas.or.jp/news/mail/111101.html>
掲載2011年5月1日. 閲覧2012年11月7日.

例⑧…Brookheaven National Laboratory: Trends in bicycle accidents;
<http://www.bnl.gov/ewms/bicycleaccident/>
Updated on Sept. 25. 2011.
Accessed on Oct. 21, 2012.

14. 掲載が決定した論文等の著者校正は、原則として初校のみとする。
15. 投稿後の原稿は、原則として修正できない。ただし、査読後、編集委員会により内容の修正等を指摘された原稿について、著者は査読意見の指摘事項に対応するための訂正ができる。
16. 本学会誌掲載原稿の著作権は本学会に帰属するものとする。
17. 本投稿規程は平成12年(2000年)7月8日から適用する。
平成18年12月9日一部改正。平成18年度より適用する。
平成20年9月13日一部改正。平成20年度より

適用する。

平成21年8月3日一部改正。平成21年度より
適用する。

平成25年6月18日一部改正。平成25年度より
適用する。

平成27年10月7日一部改正。平成27年度より
適用する。